

議案第 4 8 号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第 3 9 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 1 0 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 1 5 様式又は<u>施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた別の様式</u>による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>（特別徴収税額の納入の義務等） 第 5 4 条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 1 0 日までに、<u>施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 2 項ただし書の規定により総務大臣が定めた別の様式</u>による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第 3 9 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 1 0 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 1 5 様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>（特別徴収税額の納入の義務等） 第 5 4 条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 1 0 日までに、<u>施行規則第 5 号の 8 様式</u>による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。